

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年9月12日

京都市長 松井孝治

京都市規則第27号

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「使用して」を「使用し、又は別に定める書面を提出して」に改め、同条第2項中「前項の規定による」を「法第2条第2項の規定による育児休業の承認の」に改め、同条第3項中「ときは、」の右に「法第2条第2項の規定による」を加える。

第5条第1項前段中「使用して」を「使用し、又は別に定める書面を提出して」に改め、同条第2項中「規定は、」の右に「法第3条第1項の規定による」を加える。

第6条第1項各号列記以外の部分中「使用して」を「使用し、又は別に定める書面を提出して」に改める。

第11条第2号中「1日」を「3日」に改め、同条第3号を削る。

第12条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第14条の見出し中「請求」の右に「等」を加え、同条第1項中「部分休業」の右に「(同項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)」を、「請求」の右に「、同条第2項の規定による申出及び同条第3項の規定による変更」を加え、「使用して」を「使用し、又は別に定める書面を提出して」に改め、同条第2項中「前項」を「法第19条第1項」に、「請求は」を「部分休業の承認の請求は、別に定める場合を除き」に改め、同条第3項中「規定は、」の右に「法第19条第1項の規定による」を、「請求」の右に「及び同条第3項の規定による変更」を加え、同条を第15条とする。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(第2号部分休業を請求することができる時間の範囲)

第13条 条例第12条の5第2号に規定する別に定める非常勤職員は、次の各号に掲げるものとし、同号に規定する別に定める数は、当該各号に掲げる非常勤職員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 定められた1週平均の正規の勤務日数が4日である非常勤職員 8

(2) 定められた1週平均の正規の勤務日数が3日である非常勤職員 6

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和8年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の京都市職員の育児休業等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第13条の規定の適用については、同条第1号中「8」とあるのは「4」と、同条第2号中「6」とあるのは「3」とする。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）の施行の日前における同法附則第2条前段に規定する申出及び変更並びに請求については、改正後の規則第15条の規定の例による。

（行財政局人事部給与課）